

コーポレート・ガバナンス

当社の経営理念を実践し、収益性と企業価値の向上を図るために定めた基本方針を経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めています。コーポレート・ガバナンスにおいては経営の透明性や健全性を確保しながら、ガバナンス体制のさらなる強化を推進します。

コーポレート・ガバナンス推進体制

コーポレート・ガバナンス体制の概要(2025年6月25日現在)

機関	主な取り組み内容	役職	氏名
取締役会 12名	重要な職務執行の決定及び取締役相互に職務執行状況の監督を行うため、原則毎月1回の定例の取締役会を開催しています。	代表取締役社長	中本 祐昌
		常務取締役	川戸 宏之
			奥田 清人
		取締役	久保 好永
			向原 政昭
			松本 真明
			野口 貴博
			伊永 成伸
			坪井 寿之
			伊藤 慎次郎
監査役会 4名	取締役及び執行役員の業務執行状況について、厳正な監視を行っています。原則毎月1回の監査役会を開催し、監査の方針、監査結果の情報共有等を行っています。	社外取締役	秦 清
			石橋 三千男
		監査役	江草 善行
			早田 三樹夫
		社外監査役	三輪 洋二
			森川 和彦

取締役会の構成

取締役会は「営業部門」「製造部門」「間接部門」の各事業分野から選任された取締役と、会社を取り巻く法令に関して専門知識を有する社外取締役(2名)の12名で構成されています。性別や国籍を問わず、当社の経営資源である木材に関する専門知識や、経営に関する各種知識や経験及び優れた人格などを有する人材を取締役に登用しておりますが、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性も考慮のうえ、今後も取締役会の構成を検討してまいります。

監査役会の構成

監査役会は、当社の事業について詳しい監査役と、弁護士・税理士等の資格を有する社外監査役(2名)の4名で構成されており、いずれも適切な経験・能力を有し、また財務・会計・法務に関する知識を有しております。うち1名は財務・会計に関する十分な知見を有しております。

当該体制を採用する理由

当社の取締役は、各自が自由・独立の立場から経営に参画しており、活発な意見交換を行いながら職務遂行状況を客観的に把握し、互いに監督できる状況にあります。社外取締役は、その客観的な立場から、取締役会のより一層の透明性の向上及び監督機能の強化に取り組みます。また監査役は、常時取締役会に出席し、客観的な立場から随時発言がなされています。

これらにより、監査機能が十分に機能する体制であると判断し当該体制を採用しています。

取締役会の実効性分析方法

取締役会は、取締役会全体の実効性を分析するため、定期的に全ての取締役、監査役を対象にアンケートを実施しています。アンケートは各項目5段階評価で、項目ごとに意見を記載できるようにしております。5段階評価では、平均点によりおおむねの判断をする一方、少数意見であっても低評価の項目については、その理由の把握に努めております。5段階評価の結果、項目ごとに記載された意見について集約し、取締役会において審議を行い、さらなる取締役会機能向上を図っております。

取締役会の実効性評価

2024年度のアンケートの結果、取締役会の実効性について大きな問題は見受けられないとの結論が得られましたが、社外役員への情報提供、社外役員と経営陣との意見交換の機会の提供について、引き続き検討が必要な点として確認しております。情報提供の方法やタイミング、より有意義な意見交換の場の設定など、社外役員の意見を考慮しながら検討してまいります。

アンケート項目の概要

- 1.取締役会の構成
- 2.取締役会へ上程される議案、報告事項
- 3.取締役会における審議の状況
- 4.取締役会における利益相反の管理
- 5.その他(情報提供、意見交換の機会など)

役員報酬

役員報酬(2025年3月期)

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

区分	人員 (名)	総額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	12 (2)	160 (6)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	18 (7)

リスクマネジメント

ウッドワンではあらかじめ事業や投資家の判断に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクの評価・抽出を行い、リスクの未然防止活動とリスク対応の向上に努めています。

リスクマネジメントに関する取り組み

■ リスク管理の推進

当社は、リスク管理を推進するため、2007年3月に「リスク管理規程」を定め、規程に従いリスク管理担当役員を置いています。担当役員は、総務担当取締役がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

また、万が一の場合には代表取締役社長を本部長、総務人事部長を事務局長とする対策本部を設置し、危機の解決・克服もしくは回避し、再発防止策の検討、決定、実施を行います。

■ 事業等のリスク

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。

(1)業績の変動要因について

- ①新築住宅着工戸数の減少や職人不足による工期遅れの影響
- ②原材料の調達リスク及び価格変動リスクによる影響
- ③木質バイオマス燃料の安定確保の影響
- ④為替変動による影響
- ⑤温室効果ガス削減(脱炭素)への世界的な取り組みの進展
- ⑥固定資産の減損会計による影響
- ⑦情報システムに関するリスク
- ⑧地震・津波・台風等の大規模な自然災害による影響
- ⑨海外展開にともなうリスク
- ⑩財務制限条項の抵触

(2)ニュージーランドにおける事業内容及び業績・純資産の推移について

ジューケンニュージーランドリミテッドを通じて行っているラジアータパイン等の植林を含む山林経営は、木材市況変化への対応力を高めると同時に原材料調達の安定化や部材調達コストの低減に役立っています。そのため、投資活動により使用する資金の多くはニュージーランドにおける投資に充当しています。

(3)有利子負債依存度について

当社グループにおける有利子負債依存度は、2025年3月期末39.1%となっています。今後も経営資源の効率化等により、有利子負債を適正水準に保つ方針ですが、今後の金利動向等金融情勢の変化によって業績に影響を与える可能性があります。

コンプライアンス

法令や社会的ルールなどを遵守し、公正・透明な行動を推進していく組織文化の醸成に取り組み、グループ全体の社会的信頼度向上に努めています。

コンプライアンスに関する取り組み

■ コンプライアンスの推進

当社及び当社グループ会社の取締役及びすべての従業員は、その職務を執行する際の基本姿勢、理念、行動規範等についての基本的な考え方として、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、当社及び当社グループ会社の取締役及びすべての従業員に対し遵守すべき行動規範等を周知・徹底させ、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めています。

取締役の職務の執行については、「取締役会規程」に従い、取締役会を適切に運営し、原則月1回開催する取締役会等の会議において、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することにより、法令または定款違反を未然に防止するものとしています。

コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス基本規程」を定め、コンプライアンス担当の役員を置くものとします。担当の役員は総務担当取締役がこれにあたり、総務人事部が中心となり当社の全社的なコンプライアンス体制の構築、運営等を統括し運用しています。

■ グループ会社のコンプライアンス体制

グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、「コンプライアンス基本規程」の遵守等適切な法令及び定款の遵守体制を構築・運営しています。

グループ各社の経営について、各社の自主性を尊重しつつも、各社から事業内容の定期的な報告を受け、各社の重要案件については事前に協議を行い、当社またはグループ各社に重大な影響を及ぼす事項については、当社取締役会または経営統括会議の事前承認を必要としています。

■ コンプライアンスに関する監査

当社の内部監査は、内部監査室(5名)がこれにあたっています。法令や規程を含む社内ルールの遵守状況及び業務の有効性・効率性などを定期的に監査し、被監査部門にフィードバックしています。指摘事項については、被監査部門が改善を行い、その結果を内部監査室へ報告することを求めており、確実な改善を行うように指導しています。監査は、できる限り監査役が同行し、連携を図った監査を実施していますが、監査役の同行がなかった場合は、監査結果を速やかに監査役に報告しています。また、監査役会・会計監査人・内部監査室で、定期的な意見交換の場を持ち、連携を図ることにより、内部監査の実効性向上に努めております。

コンプライアンスに関わる実績

	2024年度
内部通報件数	1件
コンプライアンスに関わる事故・事件での刑事告発	0件

■ インサイダー取引の防止

当社では、インサイダー取引を未然に防止するため、「インサイダー取引管理規程」を定めてこれを遵守しています。この規程により、情報の管理、開示方法の明確化等を図り、役員・従業員等によるインサイダー取引の未然防止に努めています。